

## 並木・松代東部エリアの国家公務員宿舎処分スケジュール

### 1. 並木・松代東部エリアの処分計画について

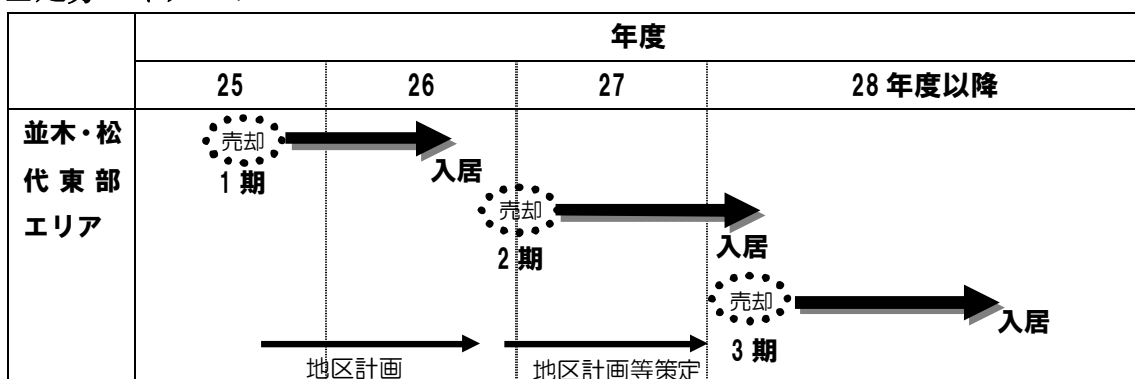
地区	設置戸数 (H24. 9. 1)	減少戸数	設置戸数 (H29. 3. 31)	削減割合
並木エリア	629 戸	384 戸	245 戸	61%
松代東部エリア	782 戸	535 戸	247 戸	68%
計	1, 411 戸	919 戸	492 戸	65%

### 2. 処分スケジュールについて

当該エリアの国家公務員宿舎の処分にあたっては、下記事項を考慮したスケジュールとする必要がある。

- 基本的にすべての宿舎において地区計画を決定した上で処分を実施する。地区計画については、概ね平成 27 年度までにすべてのエリアにおいて決定する。
- 既に地区計画が決定しており、退去済となっている宿舎については、早期に処分を行い、他の宿舎の居住者の住み替えが可能となるようにする。
- 処分にあたっては、土地供給量を適正にするため、段階的に実施することが望ましい。また、市場動向を踏まえ、一時期に同一エリアに集中した処分が行われないように配慮する必要がある。
- 当該エリアの住宅需要は、中心市街地及び竹園・吾妻東部エリアに比べ低いことが想定されるため、現在の宿舎居住者の住み替え等を考慮した段階的処分（スケジュール）とする必要がある。
- 空き家の期間が長期間にわたるため、処分スケジュールに合わせ、空き家を減らす手法を検討する必要がある。

#### ■処分のイメージ



### 3. 処分手法

基本的にすべての宿舎で「地区計画等活用型一般競争入札」とする。